

特許法中改正法律案特別委員會議事速記錄第二號

昭和十三年一月三十一日(月曜日)午前十
貴族院議會同第七十二回
中改特許法

益デアルト云フ趣旨アリマス、
處ガ實用新案又ハ意匠ニナリマスト云フ

○政府委員(石井銀彌君) 是ハ一ツニハ辯護士法ノ例ニ倣ヒマシタノデアリマス、又

得ザル者ハ未成年者、禁治産者、準禁治產者、是ダケニナツタ譯。デゴザイマス

○委員長(侯爵西郷徳君) 只今カラ開會

○男爵三須精一君 特許法改正法律案ノ中
第四十一條ト云フモノガゴザイマスガ、是
ハ特許ノ強制實施ニ關スル規定デゴザイマ
ス、是ハ新案登録及意匠ニモ準用セラレル
モノデアリマスカ、其ノ點ヲ御伺ヒ致シマ

の文庫「新編」（明治書院）

○政府委員(石井銀彌君) ソレハ實用新案及意匠法ニ準用ニナツテ居リマセヌ

○男爵ニ須精一君 其ノ譯ハドウ云フ譯デ
ゴザイマスカ

○政府委員(石井銀彌君) 特許權デゴザイ

マスト云フト、從來ノ技術ヲ超越シタ新シイ

技術ニ依リマシテ、新奇ナルモノヲ作ルト
シテ、或ヘ同ジモノニアリマシテモ、新シ

國ノコトガ云フ、ト云ル作ルテ依ツテノ方法ノ技術イ

家ノ爲、又公益上非常ニ裨益スル所ガアル

ト云フ關係上、此ノ特許權ヲ有ツテ居リナ
ガラ、其ノ內容ヲ實施シテ居ラヌ場合ニ於

カル其ノ内容ニ實於シテ居ヌ之場合は、於テハ、四十一條ノ規定ニ依ツテ他ノ者ニ之ヲ使用セシムルト云フコトガ社會國家ノ利

○男爵三須精一君 拙稿士法改正法律案ノ
中ノ第二條ノ第一項第一號中「私法上ノ能
力者」ヲ「成年者」ト改ムト云フ、之ニ付キマシ
テ御説明ガ願ヒタイト思ヒマス

マヌノヲ成年者ト改メマシテ、私法上前方ヲ有ゼザル所ノ禁治產者及準禁治產者ヲ第五條ノ第五號ニ新シク規定致シマシテ、結局今回ノ改正案ニ依リマシテ辦理土タルヲ

○男爵三須耕一君 現在當局トシテハノ
程度ノ……別ニ中學卒業者ノ資格ヲ有ツテ
居ナケレバイケナイトカ、サウ云フ別ニ規
定ハナイ、特許局ニ於ケル判任官ヲ何年間

等子云、江文三去官第，則公之會議再陳。已錄第一虎

部門ニ屬スル出願ハ急激ナ增加デゴザイマス、デアリマスルノデ、事件ノ増加ニ對シマシテハ、之ニ應ズルダケノ人員ヲ増加致シマシテ、處理致スコトニナツテ居リマスケレドモ、何分ニモ增加ノ率ガ非常ニ著シイモノデゴザイマスカラ、一時ニ新シイ職員ヲ多數入レナケレバナラヌ、此ノ二年間位ノ間ニ或課ニ於キマシテハ、殆ド其ノ人員ガ倍ニナツテ居ルト云フ位ニ人員ヲ增加シテ居リマスルケレドモ、何分ニモ新シイ職員デアリマス爲ニ、其ノ事務ニ慣レマス爲ニ多少ノ時日ヲ要スルト云フヤウナ點モデゴザイマスシ、本年出願ガ增加シマシタカラ、直チニ其ノ際カラ新シイ職員ヲ増加スルト云フ譯ニモ參リマセヌノデ、ドウシテモ出願事件ノ處理ガ遲滞スルト云フコトハ、是ハ已ムヲ得ナイコトデハナイカト思フノデアリマス、此ノ増加ノ勢ガ或程度緩和サレマスレバ、只今仰セニナリマシタ審理期間ト云フモノハ相當ニ是ハ短クスルコトガ出來ルノヂヤナイト考ヘテ居リマス

○塚本清治君 行政官廳ノ處理ノ速イノト遅イノトハ、人民ノ幸不幸ニ關スルコトナルコトハ申ス迄モナイ、就中工業商業、其ノ他產業ニ關スル行政官廳ノ事務ノ處理

ガ遅レマスルト云フト、人民ノ不幸、其ノ不幸ト云フモノハ申ス迄モナク經濟上ノ不利益ガ大デアル、一年二三箇月從來平均要シクト云フノニハ其ノ理由ガアルデアリマセウ、事情ガアリマセウ、遲クナルノハ遅クナルト云フ事實ガアルカラ、事情ガアルニ付テハ其ノ事實ノ理由ガアルノデアリマセウガ、一年二三箇月ヲモウ慣レッコニナツテサウ長イト思ハレナイト云フコトガナライデアリマセウカ、抑、特許局ノ特許ガドレダケノ期間位ニ處理ノ出來ルヤウニシタイト云フ御考ガオアリデセウカ、ソレヲ先づ理想ヲデスネ、特許ノ期間、特許ノ審理ノ期間ヲドレダケ迄ニ短縮シタイ、或ハシナケレバナラヌト云フ、其ノ行政上ノ良心的謂ハベ期間、ソレヲ承ヘラナケレバナラナイト思フノデアリマス、ソレヲ承リタイ

○政府委員(石井銀彌君) 只今ノ御尋ヘ、理想トシテドノ位ノ期間ニ出來レバ宜イカト云フコトデ、明確ナル點ヲ御答ヘ申上ゲルヤウニト云フコトデゴザイマスガ、是ハ何分十萬件モ一年ニ出願ガゴザイマスノデ、ハッキリ何ゴザイマス、尙特許權ハ權利設定ノ行爲デアリマス既登録例……申シマスガ、之ヲ調査モスマニ付テモ年々負擔ガ殖エテ參ル譯デト云フコトハ不可能デハナイカト考ヘテ居リマス

○塚本清治君 行政官廳ノ處理ノ速イノト參ルノデアリマスカラ、審査官ノ受持ッテ居リマスニ付テモ年々負擔ガ殖エテ參ル譯デト云フコトモ是モ全ク其ノ通リ思フ、ナカノ容易デナイ、ソレハ其ノ通リダラウト思フノデス、ソレカラ過チガアツテハナヌト云フコトモ是モ全ク其ノ通リ思フ、慎重ニシナケレバナラヌト云フコトモ其ノマスルカラ、出願書類ノ不備ナモノヲ完全ニ訂正サシテ、然ル後ニ許可ヲ與ヘナケレバナラヌ、デ、補充訂正ト云フヤウナ手續ガ相當掛ルノヲ一年位ニスルコトハ出來ルカト思ッテ

ソレガ故ニサウ云フコトガアツモ構ハヌ
カラ、私ハ速クヤツタ方ガ宜イト云フ、サウ
云フ意見ハ毛頭持ツテ居マセヌ、今仰シヤツ
タコトガデスネ、サウ云フヤウナコトデア
ルカラ、一年二三箇月掛ルト言ハル、ノナ
ラバ、ソレハ已ムヲ得ナイ、是モ矢張リ十
萬件アツテモ、二十萬件アツテモ、サウシテ
過チノナイヤウニシテ、而シテ慎重ニシテ、
餘リ敏速ニシテ過チガアツテハナラナイト
云フコトニシテ、サウシテ外國ノ特許權ト
ノ關係モアルカラ、ソレモ調べナケレバナ
ラスト云フコトモ、ソレモ其ノ通り、出願
公告ニ二箇月ノ期間ガナクチヤナラスト云
フコトモ其ノ通り、ソレナラバ一體何箇月
掛レバ出來ルノデアツテ、何箇月位掛ルヤウ
ニシタイモノデアル、其ノ程度ニ審議ノ完
成スルヤウニ人ヲ殖ヤス必要ガアレバ殖ヤス
ト云フヤウナコトニナサルト云フ理想ガアツ
テ、而シテ又其ノ理想ヲ實現セラルベク增
員ノ計畫デモアルノデハナイカ、又ナクチ
ヤナラスト思フノデアリマスガ、ソレハサ
ウヂヤナイ、一年二三箇月、今ハモウ當然
是ハ要スルノデアツテ、長イト思フノハ、ソ
レハ知ラナイ素人ノ考ノコトデアル、人民
ガ一年二三箇月ヲ以テ長イト云フノハ、ソ
レハ無理ナノデ、一年二三箇月ト云フモノ

ハ今ノ過チノナイ、慎重ニ、而シテ相當ナ
ル期間ヲ要スル、法定ノ期限ヲ要スル、二
箇月ノ公告期間、サウ云フモノヲ置ケバ、
一年二箇月ハ掛ルモノダト云フ風ニ考ヘル
ベキモノデアルカ、今ノヲ繰返シテ申上ゲ
マスガ、過ガアッテハナラナイカラ、慎重ニ
シナケレバナラナイカラ、法定ノ公告期間
二箇月ヲ要スルカラト云フコトハ、是ハ當
然デアル、ソレハ私共ガ伺ッテ、成ル程サウ
云フモノデスカト云フヤウナ感ジハ少シモ
起ラナイ、過チガアッテハナラスト云フコト
ハ、是ハ説明ヲ要シナ、サウ云フコトハ
我々モ心得テ居ル、而モモウ少し速ク出來ナ
イカ、斯ウ云フコトガ私ノ質問デアリマス、
極ク常識的ニモウ少し速ク出來サウナモノ
ダト云フコトガ私ノ疑デス、ソレハ間違ッテ
居ル、サウチャナイト云フコトガ分レバ、
是マデ非難シタ人ニ對シテ、私モ説明シマ
スシ、當局カラモ御説明ニナリ、國民トシ
テモ、一年二箇月、斯ウ覺悟シテ宜イノデ
スガ、ドウモ其ノ覺悟ガ出來ナ、繰返ジ
テ伺ヒマスガ、過チガナク、慎重ニシテ法
定ノ期間ハ含メテ、サウシテ一體、サッサト
ヤレバ何日間アレバ、或ハ何箇月間デ出來
ルデアリマセウカ、伺ヒタイ

コトハ全ク御尤ナコトデアリマシテ、慎重ニシテ、外國ノ例ヤ、何カラ能ク調べマシナラバ、ドノ位ノ期間デ出来ルカト云フコト目標ニシテヤルコトガ出来ルカト云フ質問デゴザイマシタガ、御承知ノ通り、特許ハ特別ノ技能ノ要ル仕事モ相當ニ多イノデゴザイマスカラ、唯徒ニ人ヲ増シテノミ能率ヲ擧ゲルト云フコトニハ参リマセヌ、デ、其點ニ付テモ或一ツノ限界ト云フモノガアルヤウニ聞イテ居リマス、併シ幸ヒニシテ國家財政ガ許シマシテ、サウンシテ技術ノ限界ノ程度ニマデ人ヲ殖ヤスコトガ出来マスルナラバ、政府ト致シマシテハ只今掛リマスル半分ノ年月、即チ六箇月位ノ程度デ許可ガ出来、且其ノ位ヲ理想トシテ進ムベキモノデアラウト云フコトハ、特許ノ認可ト云フコトガ、唯當該關係者ノ利益バカラデナク、日本ノ産業經濟ヲ進メマスル上ニ、特ニ重要ナル關係ヲ有ツテ居リマスカラ、先程御質問ノ御趣旨ニ鑑ミマシテ、考ヘテ居ルヤウナ次第デゴザイマス

リマシタカ、存ジマセヌデシタト云フ感じ
ハ起リマセヌ、是ハモウ心得テ居ル、ソレ
カラ徒ニ人ヲ増シタカラト云ッテ、サウ速ク
出来ルモノデナイト云フコトモ、是モモウ
我々ノ常識デス、故ニ其ノ二點ヲ以テ遅レ
ルト云フコトノ説明ニハ服シナイ、満足ガ
出来ナイ、速クヤルト云フコトガ國家社會
ノ爲ニ宜イト云フ御信念ガオアリニナルナ
ラバ、一年二三箇月ヲ半減スルマデニシタ
イト云フ信念ガオアリニナルナラバ、是マ
デ増員ヲ計畫セラレタコトガ事實上何回ア
リ、而シテ帝國議會ノ豫算ヲ請求セラレタ
ノガ何回アリマスカ、隨分近頃政府官廳ノ
人員ノ增加ト云フモノハ少クナイ、毎議會
官制改正ニ要スル官廳ノ人件費ト云フモノ
ハ著シク厖大ニナッテ居ル、ソレガ悉ク人
民ノ幸福ニ關係ノアルモノデアラウトハ思
ヒマスケレドモ、就中此ノ特許ノ如キ、御
當局カラモ説明ノアリマシタ通り、人民ノ
工業、商業其ノ他產業上ノ利害ニ直接關係
ノアル行政官廳ノ事務、其ノ事務ノ敏速ニ
行ハレルガ如ク人員ノ增加ヲ期スルト云フ
コトハ、是ハ官廳ノ側カラバカリノ要求デ
ナクテ、國民トシテノ希望デアラウト信ジ
マス、斯ノ如キニ要スル費用ハ、國民トシ
テ考ヘテ、決シテ吝ムマイト思フ、故ニ區々

タル過チガナイヤウニスル爲ニ慎重ヲ要スルガ故ニ、長ク掛ル、特別ノ技能ヲ要スルガ故ニ、サウ徒ニ人員ヲ増シタカラト云ツテ速ク出來ルモノヂヤナイト云フヤウナ理窟ハ、チョット我々ニハ解シナイ、我々ハサウ云フコトハ心得テ居ル、其ノコトヲ前提トシテノ問題ナンデス、特別ナ技能ヲ要スルガ故ニ人員ヲ特ニ増シテ其ノ技能ヲ養成スルモ宜シイ、特別ノ技能者ヲ採用スルモ宜シイ、徒ニ人ヲ増シテモ役ニ立タナイカラ、技能ノアルモノヲ増スガ宜シイ、過チガアツテハナラナイカラ、慎重ニスルガ宜シイ、過チナク、慎重ニ、特別ノ技能ヲ備ヘタモノ、サウシテ徒ニ増シタダケデ宜イモノデナイ、本當ニ適當ナ人員ヲ増シテヤルト云フコトニシテ、何箇月掛レバ宜イカ、人民ノ、一年二三箇月ハ、不利益デアルト云フ本當ノ改革ノ意見ガオアリニナルナラバ、今日マデ長イ期間ヲ已ムヲ得ヌトイテ看過セラレルコトハナカツタデアラウト思ヒマスケレドモ、ソレハサウデハナイ、本當ニ是ハ仕方ガナイインダト云フヤウニ御考デアリマセウカ、是マデ増員計畫、而シテ期間短縮ノ具體的ノ方針ヲ御定メニナツタ

○政府委員(石井銀輔君) 出願が増加致シ
マスレバ、ソレニ應ジテ職員ヲ増加スレバ
差支ヘナイデハナイカト云フ御尋ト思ヒマ
ス、大體從來先程申上ダマシタ通リ毎年出
願ガ増加致シテ居リマスノデ、職員ノ増加
ハ最近數箇年殆ド毎年是ガ必要ナル豫算
ヲ得テ居ルノデアリマス、非常ニ多クノ事
件ヲ處理スルノデゴザイマスカラ、大體事
件ノ増加ノ割合ニ應ジマシテ、職員ノ數ヲ
算定致シマシテ、殊ニ最近ニ於キマシテヘ、
其ノ増加趨勢カラ見マシタナラバ、來ルベ
キ年度ニ於テハ事件ノ數ガドノ位增加ヲス
ルデアラウト云フ點マデ見マシテ人員ヲ
採ツテ居ルノデゴザイマス、極ク實際ノ
事情ヲ申シマスルト云フト、最近ニ於ケル
出願ノ増加ハ非常ニ急激デゴザイマシテ、
只今申シマシタヤウナ關係ニ於テ人員ヲ
採ツテ居リマスノヲ、更ニ豫想ヲ突破致シマ
シテ、出願ノ數ガ又殖エルト云フヤウナ情
勢ニアツタノデゴザイマス、從ツテソレガ爲
ニ事件ガ遅レル、事件ガ遅レタ分ニ對シマ
シテハ又特別ニ豫算ヲ要求スルト云フヤウ
ナ點マデ致シテ居リマスノデ、其ノ點ニ付
テハ相當ノ努力ヲ拂ツテ居ル積リデゴザイ
マス、然ルニ尙一年數箇月掛ツテ居ルト云フ
コトハ甚ダ遲滞ヲ免レナイデハナイカト云

フ風ニ御考ニナルト思ヒマスルケレドモ、矢張リ實用新案或ヘ意匠商標ノヤウニ簡單ニ處理ノ出來マスモノハ速ク參リマスルケレドモ、特許權ハ時勢ノ向上ニ伴ヒマシテ、年ヲ逐ウテ年々精密巧緻ニナッテ參ツテ居リマスノデ、之ガ審査ニモ矢張リ相當ノ日子ヲ要スルモノト考ヘテ居リマス、米國アタリデハ我國ノ倍以上ノ職員ガアルヤウニ聞イテ居リマスガ、矢張リ出願ノ處理ハサウ敏速ニ行ツテ居ラヌヤウニ、明確ノ所ハ分リマセヌガ、外國ニ出願ヲ致シテ居リマス者ノ話ヲ聞キマスト云フト、左様ニ承知致シテ居リマス次第デアリマシテ、特許權ニナリマスルト云フト、或程度之ガ調査ニ日數ガ掛ルト云フコトハ已ムヲ得ナイデヤナイカト云フ風ニ私ハ考ヘテ居リマス○塚本清治君 其ノ外國ニ出願シタ日本人ガ、即チ例ヲ舉ゲラレタ「アメリカ」ナドデモ澤山アルト云フコトハ、即チソレハ外國ノモノデアラウト思ヒマス、私ノ申スノハ、外國ノ關係アルモノハ仕方ガナイトシテモ、日本ダケノモノデアッテモ、可ナリナ、即チ平均一年二三箇月、一年二三箇月ト云フノハ日本國ニ關スルモノダケガ多數ニアラウト思ヒマス、他ノ分カラ若シ御分リニナツテ居レバ伺ヒタイト思ヒマスガ、

一年二三箇月ト云フノハ最近ノ事實ト致シ
マシテ、以前ハモット短ク出來タノダ、處ガ
近頃件數ガ多クナツテ、或ハ精密ニナツテ來
テ、長ク掛ルヤウニナッタノダ、今後ハ一年
二三箇月ハ已ムヲ得スト云フコトデアルノ
カ、是ハ一時ノ現象デアツテ、モウ暫クスレ
バ、又短クナルト云フノデアルカ、其ノ一
年二三箇月掛ルト云フ事實ハ、善カレ惡シ
カレ事情ガアルニ違ヒナイ、我々ハ其ノ事
情ヲ聽イテ、一年二三箇月掛ルコトガ已ム
ヲ得ストマデハマダ認メラレナイ、是迄ハ
モット短カカッタノデアルカ、若シクハ一年
二三箇月デ變ラナイノデアルカ、近頃ハ長
イノデアルカ、將來ハドウナルノデアルカ、
ソレヲ伺ヒタイ

致シマシテ、此レ以上質問ヲ致シマセヌ
○委員長(侯爵西郷從徳君) サウスルト、
是ハ如何デセウカ、特許ノ裁判ヲ普通裁判
所デシナイデ、何カ方法ヲ變ヘル御考ハナ
イデセウカ

○政府委員(石井銀彌君) 矢張リ特許ノ事
件デゴザイマス爲ニ、矢張リ民事、刑事ノ
問題ニナッテ参リマスカラ、或ハ損害賠償デ
アルトカ、或ハ刑事上ノ罰ヲ科スルトカト
云フ點ニナッテ参リマスルカラ、只今ノ處左
様ナ考ハ持ツテ居リマセヌ

○委員長(侯爵西郷從徳君) ドナタカ御質
問ガゴザイマセヌカ

○男爵肝付兼英君 今回ノ特許法案ノ改正
ハ昭和九年ノ「ロンドン」條約ノ改正ニ伴フ
國內的ノ改正デアルト云フ御説明ニ依リマ
シテ、其ノ點ハ能ク諒承致シテ居リマス、
先般モ申上ゲマシタ通り、日本ノ最近ニ於
キマスル各方面ノ産業ノ躍進ノ情況カラ見
マシテ、特許ニ關スル問題ハ世界的ノ問題
ガ非常ニ多イト考ヘテ居リマス、從ヒマン
テ國際法ニ定メラレル所ノ發明者或ハ考案
者ノ私益ヲ擁護スルト云フ點ニ付テ益、其
ノ效果ヲ必要トスル點ハ、國際的ニ相當
居ルト云フ實情カラ考ヘマシテ、今回御改

正ニナリマスル此ノ特許法ノ内容ニ付キマ
シテハ、唯國際會議ノ結果改正サレタモノ
ヲ單ニ改正スルト云フニ止マルノデゴザイマ
スルカ、此ノ強化サレタ内容ニ付キマシテ
ハ、相當日本ガ積極的ニ其趣旨ヲ主張シタ
結果、斯ウ云フコトニナッタノデゴザイマ
セウカ、其ノ點ノ經緯ヲ伺ッテ見タイト思ヒ
マス

○政府委員(石井銀彌君) 只今ノ肝付男爵
ノ御尋ノ通り、將來我ガ國ハ益、國際的ニ
工業所有權ト云フ關係ニ付キマシテモ進出
ヲシテ行カナケレバナラスト云フ風ニモ考
ヘテ居リマスルガ、唯今回ノ昭和九年ノ「ロ
ンドン」條約ニ於キマシテハ特ニ重要ナル
改正ガナカッタ譯デゴザイマス、又我ガ國ト
致シマシテモ此ノ場合ニ於テ特ニ重要ナル
問題トシテ主張スペキモノヲ其ノ當時ハ感
ジテ居リマセヌデアリマシタノデ、今回ノ

シテ、其ノ點ハ能ク諒承致シテ居リマス、
特許ノヤウナコトヲヤラウト云フヤウナ氣
持フ阻害スルヤウナコトニモナルヤウデス
ガ、ソンナコトハナインデスカ

○男爵肝付兼英君 今回ノ改正ニ付キマシ
ノ點ニ付テハ一寸御説明申上ゲタ存ジマ
スガ、大體ニ於テ特許標記ト云フモノヲ附
ケテ居ルモノガ現在少イノデゴザイマス、
シマスト、特許標記ヲ附ケルノニ不適當ナ
事ノ事情ハ篤ト諒承致シマシタガ、將來ノ
シマスト、特許標記ヲ附ケルノニ不適當ナ
都合ガアルト云フコトハ聞イテ居ラナイノ
デゴザイマス、今回ノ改正ハ、世界各國ノ
意嚮ニ依リマシテ條約ガ改正ニナリマシタ
ノデ、其ノ限度ニ於テ改正ヲスルト云フ
ノゴザイマシタ通り、特許標記ガアルコト
ノガ根本ノ趣旨デゴザイマス、唯只今御尋
考ヘラル、點ガ非常ニ多クナッテ來テ
即應スルヤウニ、寧ロ指導的立場ニ於テ、
此ノ國際條約ヲモ改正スル必要ガ生ジタ場

合ニハ、ドシヽト國際條約ヲモ改正サセ
ルト云フヤウナ氣持デ、一ツ此ノ問題ヲ取
扱ツテ戴キタイコトヲ切ニ希望致シマス
スルカ、此ノ強化サレタ内容ニ付キマシテ
コトカモ知レマセヌケレドモ、此ノ特許法

ノ新舊ノ中デスガ、六十四條ノ所「特許標記
ヲ附セサリシ爲特許ニ係ル物ナルコトヲ知
ラスシテ特許權ヲ侵害シタル者ニ對シテハ
損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス」トアッタ
ノヲ、今度ソレニ對シテモ標記ヲ附セナカッ
タリナンカシタ時ニ損害賠償ヲ請求スルコ
トガ出來ルト云フノハ、普通ニ考ヘルト、
何ダカスウサウ云フヤウナ新シイ考ヲ以テ
特許ノヤウナコトヲヤラウト云フヤウナ氣
持フ阻害スルヤウナコトニモナルヤウデス
ガ、ソンナコトハナインデスカ

○政府委員(石井銀彌君) 前回ニ於テモ此
ノ點ニ付テハ一寸御説明申上ゲタ存ジマ
スガ、大體ニ於テ特許標記ト云フモノヲ附
ケテ居ルモノガ現在少イノデゴザイマス、
シマスト、特許標記ヲ附ケルノニ不適當ナ
事ノ事情ハ篤ト諒承致シマシタガ、將來ノ
シマスト、特許標記ヲ附ケルノニ不適當ナ
都合ガアルト云フコトハ聞イテ居ラナイノ
デゴザイマス、今回ノ改正ハ、世界各國ノ
意嚮ニ依リマシテ條約ガ改正ニナリマシタ
ノデ、其ノ限度ニ於テ改正ヲスルト云フ
ノゴザイマシタ通り、特許標記ガアルコト
ノガ根本ノ趣旨デゴザイマス、唯只今御尋
考ヘラル、點ガ非常ニ多クナッテ來テ
即應スルヤウニ、寧ロ指導的立場ニ於テ、
此ノ國際條約ヲモ改正スル必要ガ生ジタ場

特許標記ノ附ケヤウガナイ、或ハ一ツノモ
ノニ非常ニ多クノ特許權ヲ含ンデ居ルト云
フヤウナ場合ニ、ソレヲ附ケルコトガ非常
ニ不適當デアル、或ハ美觀ヲ重ンズルヤウ
ナモノニ付テハ特許標記ヲ附ケルコトガ適
當デナイト云フヤウナ、種々ノ理由ニ依リ
マシテ、特許標記ヲ附ケテ居ラヌ方ガ多イ、
是ガ實情ナノデアリマス、左様ナ譯デアリ
マスカラ、特許標記ヲ附ケナイ場合ニ於テ
特ニ不利益ヲ與ヘルト云フコトハ不適當デ
アルト云フコトガ、今度ノ國際會議ニ於テ
モ、亦從來ノ國際會議ニ於テモ主張サレテ
居ツタノデアリマスガ、今回ノ國際會議ニ於テ
テソレガ採用サレタ譯デアリマス、我ガ國
ノ實情ト致シマシテモ、特許標記ヲ附ケナ
イ爲ニ、特ニ不利益ヲ蒙ムルト云フコトハ
如何カト思ヒマスノデ、然ラバ此ノ規定ガ
アレバ、ドウ云フ不都合ガアルカト申シマ
スト、此ノ規定ガアル爲ニ的確ニ斯ノ如キ不
都合ガアルト云フコトハ聞イテ居ラナイノ
デゴザイマス、今回ノ改正ハ、世界各國ノ
意嚮ニ依リマシテ條約ガ改正ニナリマシタ
ノデ、其ノ限度ニ於テ改正ヲスルト云フ
ノゴザイマシタ通り、特許標記ガアルコト
ノガ根本ノ趣旨デゴザイマス、唯只今御尋
考ヘラル、點ガ非常ニ多クナッテ來テ
即應スルヤウニ、寧ロ指導的立場ニ於テ、
此ノ國際條約ヲモ改正スル必要ガ生ジタ場

事實ハ左様デナインデゴザイマシテ、假令
左様ナ權利ヲ取リマシタ者ガゴザイマシテ
モ、是ト違ツタ意匠デアレバ、自由ニ之ヲ使
フコトガ出來ル譯デゴザイマス、其ノ後誤
解モ一掃サレマシテ、只今デハ別段誤解モ
存在シテ居ラヌヤウニ考ヘテ居リマス

○伯爵後藤一藏君 辨理士ノ試験ト、辯

護士ノ試験ト科目ニ於テドレダケ違ツ
タ……ドウ云フ風ナモノガアルノデゴ
ザイマセウ

○政府委員(石井銀彌君) 一番主ナ點ヲ申

シマスレバ、辨理士ノ試験ニハ専門ノ知識
トシテ工業所有權ニ關スル法規ヲ試験致ス
コトニナツテ居リマス、又辨理士ニハ技術ノ
方面ノ事務ヲ取扱フ方ノ辨理士ガ居リマス
ノデ、斯ノ如キ辨理士ニ對シマシテハ、辯護
士ト違ヒマシテ、技術ニ對スル試験ヲ行ツテ
居リマス

○伯爵後藤一藏君 技術ニ對スル試験ト云

フト、技術ノ方ヲ取扱フ辨理士ト云フモノ
ガ特別ニアルノデゴザイマスカ

○政府委員(石井銀彌君) 辨理士トシテハ、
同ジ辨理士デゴザイマスガ、技術ノ方面ヲ
擔當シテ居ル辨理士ガアル譯デゴザイマス、
例ヘ化學トカ、電氣トカ、機械トカ云フ
ヤウナ技術上ノ知識ヲ有チマシテ……

○伯爵後藤一藏君 サウ致シマスト、オ醫
者サンノ中ニ内科トカ外科トカアルヤウニ
同ジヤウナコトニ考ヘテ宜シウゴザイマス
カ

○政府委員(石井銀彌君) 左様デゴザイマ
ス

○伯爵後藤一藏君 サウスルト、賴ム方デ
ソレヲ餘程心得テ賴マナケレバナラヌコト
ニナリマスルガ、只辨理士デアレバ賴ムト
云フコトデハイカナイトニナリマスガ、
ソレトモ辨理士ノ方カラ適當ノ辨理士ノ人
ヲ指圖シテ、是ハ俺ノ専門デナイカラ、向
テ一般ノ特許ヲ願ツタリ、何カスル人達ニ對シ
テ便利デヤナカラウカト云フヤウナ感ジガ
シマスガ、サウ云フコトハナインデアリマ
スカ

○政府委員(石井銀彌君) 一番主ナ點ヲ申

シマスレバ、辨理士ノ試験ニハ専門ノ知識
トシテ工業所有權ニ關スル法規ヲ試験致ス
コトニナツテ居リマス、又辨理士ニハ技術ノ
方面ノ事務ヲ取扱フ方ノ辨理士ガ居リマス
ノデ、斯ノ如キ辨理士ニ對シマシテハ、辯護
士ト違ヒマシテ、技術ニ對スル試験ヲ行ツテ
居リマス

○伯爵後藤一藏君 技術ニ對スル試験ト云

フト、技術ノ方ヲ取扱フ辨理士ト云フモノ
ガ特別ニアルノデゴザイマスカ

○政府委員(石井銀彌君) 辨理士トシテハ、
同ジ辨理士デゴザイマスガ、技術ノ方面ヲ
擔當シテ居ル辨理士ガアル譯デゴザイマス、
例ヘ化學トカ、電氣トカ、機械トカ云フ
ヤウナ技術上ノ知識ヲ有チマシテ……

○伯爵後藤一藏君 サウシマスト、高等試
験ノ行政科又ハ司法科ノ試験ニ合格シタ人
及辯護士試験ニ合格シテ資格ヲ得タ人ト云
フヤウナ人達ニ付テハ、今ノヤウナ科學方
面ノ知識ト云フモノニ對シテノ試験ト云フ
モノハナカラヌヤウニ今ナツテ居ルヤウデ
アリマスガ、サウ云フコトハ矢張リ附加ヘ
テ試験スルト云フヤウナコトガアツク方ガ、
云フコトデハイカナイトニナリマスガ、
アリマスガ、サウ云フコトハ矢張リ附加ヘ
テ試験スルト云フヤウナコトガアツク方ガ、
云フコトニナルノデゴザイマスガ、辯護士
ノ所デハ左様ナ程度ノ試験ヲスルト云フコ
トハ、チヨット困難デゴザイマス

○伯爵後藤一藏君 外國デ何カサウ云フコ
トニ付テ好イ例ト云フヤウナモノハナイモ
ノデゴザイマセウカ

○伯爵後藤一藏君 外國デ何カサウ云フコ
トニ付テ好イ例ト云フヤウナモノハナイモ
ノデゴザイマセウカ

○政府委員(石井銀彌君) 大體外國ノ制度
得テ居ル、又法律的ノ知識モ完備シテ居ル

モ日本ノ制度ト同ジヤウニナツテ居リマス、
即チ辯護士タル資格ヲ有スル者ガ其ノ儘辨
理士トナレル、又一定ノ技術ノ知識ヲ有ス
ル者ハ辨理士ニナレルト云フ風ニナツテ居
リマス

○政府委員(石井銀彌君) 大體只今仰セラ

レタ通り、専門々々ノ所ニ參リマスシ、又
場合ニ依リマシテハ、是ハ自分ノ方ノ關係
デナイカラ、適當ノ人ニ紹介ヲスルト云フ

○政府委員(石井銀彌君) 辨理士トシテハ、
同ジ辨理士デゴザイマスガ、技術ノ方面ヲ
擔當シテ居ル辨理士ガアル譯デゴザイマス、
例ヘ化學トカ、電氣トカ、機械トカ云フ
ヤウナ技術上ノ知識ヲ有チマシテ……

セノ通り完全ノ事務ヲ執リマス爲ニハ、專
門的ノ者ヲ全部網羅シナケレバナラナイト
云フコトニナルノデゴザイマスガ、辯護士
法ニ依リ資格ヲ有スル者、或ハ高等試験ヲ
受ケマシタ法律的知識ヲ有スル者ニ、更ニ
シテハ其ノ通デゴザイマスケレドモ、只今
ノ所デハ左様ナ程度ノ試験ヲスルト云フコ
トハ、チヨット困難デゴザイマス

○伯爵後藤一藏君 外國デ何カサウ云フコ
トニ付テ好イ例ト云フヤウナモノハナイモ
ノデゴザイマセウカ

○政府委員(石井銀彌君) 大體外國ノ制度
得テ居ル、又法律的ノ知識モ完備シテ居ル

モ日本ノ制度ト同ジヤウニナツテ居リマス、
即チ辯護士タル資格ヲ有スル者ガ其ノ儘辨
理士トナレル、又一定ノ技術ノ知識ヲ有ス
ル者ハ辨理士ニナレルト云フ風ニナツテ居
リマス

○伯爵後藤一藏君 ドウモ矢張リスウ云フ

制度ニ付テ考ヘマシテモ、法律萬能ト云フ
風ニ傾ク、サウ云フ事柄ガ色々ナ辨理士ト
シテノ仕事ノ上ノ缺陷ヲ相當ニ作ルヤウナ

○政府委員(石井銀彌君) クルト云フヤウナ實情ニナツテ居ルノデゴ
ザイマス、外國ニ於テモ大體技術ノ方ト事
務ノ方ト兩方面ノ辨理士ガサウ云フコトヲ
要チャナカト思ヒマス、是ハ私ノ希望デ

アリマスガ……

○委員長(侯爵西郷従徳君) 質問ハ是デ

終ツテ宜シウゴザイマスカ……

質問ハ是デ終リマシテ、討論ニ移リマス

○子爵高橋是賢君 特許法中改正法律案外

三件ニ付キマシテハ前々議會カト思ヒマス
ガ、既ニ本院ニ政府ヨリ提出ニ相成リマン
テ、其ノ委員會ニ於キマシテモ十分ニ審議
ヲ致シテ、滿場一致可決シテ通過致シテ居

ルノデアリマス、其ノ當時衆議院ノ方デ通過
致シマセヌ爲ニ、今回又御提出ニナックモノ

デアリマス、誠ニ「ロンドン」條約ノ改正ニ伴
ヒマシテ、改正セラレルト云フ御趣意デ御

改正ニナルノデ、時宜ニ適シタモノト存ズ

ルノデアリマス、唯先刻塙本君カラノ御質
問ニ對シマシテハ具體的ノ御答辯ヲ得ナカッ

タノデアリマス、近年理化學工業、精密工
業ト云フヤウナ方面ニ世界的ニ非常ニ發達

ヲシテ參リマシタ、本邦ニ於キマシテモ近
年非常ナ發達ヲ來シテ居ルノデアリマス、

從ツテ將來特許事務ト云フモノハ益々繁多ヲ
極メルコトグラウト想像サレルノデアリマ
ス、殊ニ段々事柄ガ世界的ニナッテ参リマシ
タ以上、尙更仕事が多ク、時日ガ益々多ク
要スルヤウナ傾向ガアルト信ズルノデアリマ
シテ、ドウカ將來其ノ點ヲ御考慮ニナリマ

シテ、十分御擴張ヲ願ヒタイ、是ハ私ノ希

政府委員

商工政務次官 木暮武太夫君

商工省商務局長 新倉 利廣君

商工書記官 波江野 繁君

特許局長官 石井 銀彌君

○委員長(侯爵西郷従徳君) 別ニ御異議ガ
アリマセヌケレバ、委員會ハ全會一致原案
全部ヲ可決スルコトニ致シマス、是ニテ散
會致シマス

午前十一時二十四分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵西郷 従徳君
副委員長 子爵秋月 種英君

委員

侯爵井上 三郎君
伯爵後藤 一藏君

關屋貞三郎君

子爵高橋 是賢君
塙本 清治君

男爵三須 精一君

男爵肝付 兼英君

有賀 光豊君
青木才次郎君

上野喜左衛門君

國務大臣

商工大臣 吉野 信次君

昭和十三年一月三十一日印刷

昭和十三年二月一日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局